

既存建築物における広告物等の適正な維持管理について（H27.3.6）

2月15日に札幌市内の料理店ビルの屋外に取り付けられた広告物が落下し、通行人の方が重体となる事故が発生しました。

建築基準法において建築物の所有者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることとされています。

今後、同様の事故の再発を防止するため、建築物の所有者等におかれましては、建築基準法や小樽市屋外広告物条例など関係法令の遵守はもとより、広告物、外装材等をはじめとした建築物の適切な維持管理を徹底し、点検の結果、老朽化などにより倒壊、落下のおそれがある広告物、外装材等については、速やかに改修、除却等の措置を講じるようお願いいたします。